

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人奄美群島振興開発基金

### 1. 随意契約の見直し計画

- (1) 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「基金」という。）は、平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、見直し後の経理規程及び契約公表基準に則り、売買、貸借、請負その他契約（奄美群島振興開発特別措置法第 17 条の規定による業務に関する契約を含まない。）をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めるものとする。

#### 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( - %)	( - %)
				-	-
一般競争入札等	競争入札	/		( - %)	( - %)
	企画競争・公募			-	-
		(16.7%)	(43.0%)	(33.3%)	(69.8%)
		1	5,500	2	8,925
随意契約		(83.3%)	(57.0%)	(66.7%)	(30.2%)
		5	7,293	4	3,867
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		6	12,793	6	12,793

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

該当なし

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( %)	( %)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	( %)	( %)		
随意契約		(100%)	(100%)	( %)	( %)
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( - %)	( - %)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	(16.7%) 1	(43.0%) 5,500		
随意契約		(83.3%) 5	(57.0%) 7,292	(66.7%) 4	(30.2%) 3,867
合 計		(100%) 6	(100%) 12,793	(100%) 6	(100%) 12,793

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める規定について、国に準じたものとするが、との観点から基金の実情等に合わせ、文言を改正することとする。

(3) 随意契約の契約公表基準について、随意契約によることができる場合を定める規定と同様に国に準じ、以下のとおり改正することとする。

- ・ 「契約担当者の氏名並びにその所属する課の名称及び所在地」を追加。
- ・ 「一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式による場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）」を追加。
- ・ 「予定価格（公表したとしても、基金の事務又は事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）」を追加。
- ・ 「落札率（契約金額を予定価額で除したものに百を乗じて得た率。予定価額を公表しない場合を除く。）」を追加。
- ・ 「主務省が所管する公益法人と随意契約と締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数」を追加。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行するものとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- これまで企画競争・公募（応募先より企画書を受領後、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により外部審査委員も含めた審査委員会で審査・選任）を行った実績はあるが、今後は一歩踏み込んだ総合評価方式（価格以外の要素と価格とを総合的に評価して決定）についても検討を行うこととする。

(2) 複数年度契約の拡大

- これまで情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約については、当該保守点検業務等が不可分とならないよう契約を締結しているが、今後は複数年度契約や企画競争・公募等により透明性を高めるよう努めることとする。

(3) 入札手続きの効率化

- これまで行ってきた企画競争・公募については、基金のホームページで公表しており、今後は業務量を勘案した方法等を検討し効率化を図るものとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載